

当社の近くには食堂が少ないため、社員のために原価300円程度の昼食を用意しなかなか好評です。利用する社員からも150円徴収していますが、何か問題はないでしょうか?

通常「労働の対償」として支払われるのは「通貨(円)」ですが、円以外で払われるもの、例えば住宅や食事を提供することに関して、一定以上の額は社会保険料や労働保険料の計算に含めなさいという定めがあります。御社では300円の食事を150円で提供しているので社員としてはありがたい訳ですね。

この提供される食事は御社の社員である報酬の一部として考えると、『報酬または賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合その価額を厚生労働大臣が定める事』とされており、その額は県ごとに定められています。

ちょうどこの4月1日から「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」(平成26年厚労告20号)が施行され、現物給与の価額(食事)が東京・神奈川を含む一部の県で1日当たり10円引き上げとなります。千葉県では従来と変わらず、昼食の告示額は1日当たり210円となっていて現物給与の告示額の2/3以上に相当する額(140円以上)を食費として徴収されている場合には報酬として算入しないとされています。

本人負担が2/3に満たない場合は、(現物給与の価額-本人負担分)が報酬となり、算定の時や労働保険の計算時に報酬として算入しなければなりません。

御社は150円を徴収されているので大丈夫です。

報酬とならない現物としては、制服、作業着、 見舞品、記念品などがあります。また、住宅・食 事以外に法の定めはありませんが、各々の会社で 労働協約により価額の定めをすることができます。 当社は従業員寮があり、寮費を徴収していますが、計算方法がよくわかりません。 具体的に教えてくれますか?

自社所有または借り上げ社宅として従業 員に会社から住居を貸す場合ですね。会社 の寮や借り上げ社宅があると自分の好きなところ には住めませんが、自宅のない従業員にとっては 大変助かります。

支店等も含めて1つの適用事業所とされている 事業所の場合、支店等に勤務する被保険者の現物 給与については、従来、本社所在地の都道府県の 価格が適用されていましたが、平成25年4月から は実際の勤務地の都道府県の価格が適用されます。

千葉県内に寮がある場合でも、東京勤務と千葉 勤務では計算方法が変わりますのでご注意くださ い。

計算方法の例ですが、千葉県内の支店に勤務し 寮費を7,000円徴収しているとします。寮の広さ は、居住用の広さ7.5畳。(トイレ、台所、廊下、 浴室などの部分は計算に入れない)

1,530円(千葉県の価額)×7.5畳=11,475円 11,475円-7,000円=4,475円

4,475円が社会保険上の報酬となり、算定時に は現物給与欄に加えて計算しなければなりません。 なお、健康保険組合は別に定めている場合があり ますので、ご確認ください。

> 【社会保険労務士法人 ハーモニー】 千葉市花見川区幕張町5-187-1 幕張センタービル3F TEL 043-273-5980 FAX 043-273-6851